

博士論文の要旨および 博士論文審査結果の要旨

氏名	09D3101 孟 冬
学位の種類	博士（経営学）
学位記番号	経営博甲第11号
学位授与の日付	2013年3月16日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
博士論文題目	中国における社会保障制度の変遷
論文審査委員	主査 山本 順一 教授
	副査 今木 秀和 教授
	副査 朴 大栄 教授

<博士論文の要旨>

中国における社会保障制度の変遷

孟 冬

1. はじめに

‘社会保障’ (Social Security) という言葉がはじめて使われたのは、1935年のアメリカの社会保障法 (Social Security Act of 1935) においてである。そもそも社会保障制度自体は、19世紀末にヨーロッパにはじまったが、その萌芽はイギリスの女王、エリザベス1世の治世に制定された救貧法で、その集大成の立法は1601年に公布されている。これが近代的な社会保障制度の出発点とされる。早期に社会保険制度を整備した国はドイツである。ドイツは1883年に疾病保険法を制定、翌84年に災害保険法、89年に老齢・疾病保険法を制定し、これらの法制が1911年に帝国保険法に統合された。世界で最初の社会保険体系を整備したのである。このようにして、社会保険制度ははじまった。いまでは、社会保険制度は全世界160あまりの国家と地域に普及している。

河野正輝ほか編『社会保障論』の中で示された‘社会保障’の定義は、「社会保障とは、1. 個人の自助努力のみでは対応が困難な社会的なリスクやニーズ、あるいは個人の責めに帰せられない（言い換えれば社会的な要因・背景から生ずる）リスクやニーズが発生したときに、2. 社会の責任（なかならずく国の最終的責任）の下に、3. すべての国民（社会構成員）に対し、4. 社会の一員としての尊厳を保持するに足る給付（所得保障、医療保障および福祉サービス保障の給付等）を、5. 社会連帯の考え方に基づく社会保険料と公費（税）を主たる財源として6. 国民（社会構成員）の権利と

して保障しようとするもの」とある。

また、1950年の社会保障制度審議会勧告では、「社会保障とは、疾病、負傷、生育、廃疾、死亡、老齡、失業などそのほか貧困の原因に対し、保険的方法あるいは直接公の負担において経済保障の途を講じ、生活貧困に陥ったものに対しては、国家扶助によって最低限度の生活を保障すると共に、公衆衛生及び社会福祉の向上を図り、もって全ての国民が文化的成員たるに値する生活を営むことが出来るようにすることをいう」と定義している。

堀 勝洋編著『社会保障論』の中で示された‘社会保障’の定義は、「社会保障とは、様々な事故によって生活不安が生ずることへの対応策である。この意味で、社会保障は国民生活の安定を目的としているともいうことができる」とある。

社会保障制度は、社会、経済、文化および政治とともに、発展を続けている。社会進歩と文明の深化と平仄をともにする。現代の社会保障制度は、複雑で、多様な特徴を帯びている。社会保障制度は、それぞれの国の政府の管理の下に、法律を制定し、国民の所得の再分配、基本的に社会保障基金を設置し、一時的もしくは永久的に労働能力を失った国民に対して基本的な生活保障を提供している。社会保障は社会の安定と秩序維持を確保する役割をになっている。

それぞれの国の社会保障制度の具体的な内容は、国情によりさまざまに異なっている。たとえば、日本の社会保障制度の型は、基本的に社会保険と公的扶助が有機的に結合したものとされている。すなわち、社会保険を中心に据え、これを補完するものとして資力調査に基づく扶助が行われるというものとなっている。

2. 中国の社会保障制度

一方、中国の社会保障制度は、社会保険、社会救済、社会福祉、社会優扶の四つの制度を包含している。社会保険制度は、国家が法律を制定し、労働者に対して所得の中から定められた資金を拠出させることにより基金をこし

らえ、老齡、病氣、生育、失業した場合に、基金から一定の資金を給付し、困窮を軽減緩和する仕組みである。社会救済制度とは、自然災害などの原因で被災した個々の社会構成員を救い、国家による国民の所得の再分配を通じて、最低の生活レベルを維持確保する仕組みである。社会福祉制度とは、国家が法律を制定し、その定めにしたがって、所定の要件を満たす社会的弱者に対する公的資金あるいはサービスを提供する仕組みである。社会優扶制度というのは、国家が定めた法律にしたがい、国に特殊な貢献を行った軍人およびその家族を対象とする仕組みである。

現在の中国社会においては、社会保障制度は、社会の安定に対して欠かさない制度と考えられている。市場分配の不完全性を補い、この制度を通じて、社会的な所得分配の相対的公平性を維持することができるとされる。労働者に対して、安心できる労働環境が形成されているということができると思われる。

‘社会保障’という表現は、現代的な名称である。社会保障制度が近代になってから整備されたことからすれば当然のことであるが、中国の古代には、‘社会保障’という名称の制度は存在していなかった。しかし、歴史的視角から見ると、具体の機能としては、中国の歴史上存在してきた‘救災、荒政、扶助等’の仕組みと制度は、現実的には社会保障の機能を発揮したものと考えられる。なぜなら、「社会福祉制度とは、日常生活上の一定の不便・困難にさらされたさまざまな人々に対して、主として人的な生活支援サービスを提供する制度である」ということに想到すれば、うえにあげた中国古代からの仕組みはまさにそのような役割を果たしてきたからである。

現代の社会福祉の分野においては、児童、老人、身体障害者、知的障害者、精神障害者、母子家庭といった対象者ごとに個別の制度が存在し、対象者の具体的な定義の仕方も、それぞれの法律により異なっているが、中国古代からの‘扶助’の仕組みはその一部をすでに担っていたものと考えられることができるように思われる。

社会保険制度は、国民生活全体にとって欠かさない基盤的制度であり、安

全で安心な社会とするため社会保障制度全体の中でもきわめて重要な制度である。中国は、間違いなく農業大国で、全人口の8割は農民である。しかし、長い間の「城郷経済二元化」（すなわち都市部と農村部を分離する政策）のもとで、農村部は都市部と分離され、社会保険制度は農民をカバーしていなかった。それはこれまで常に社会的不安定の大きな要因であった。社会的安定を実現するには、国民全体が平穩に一定水準の生活ができることが必要である。農民の権利利益を保護し、農民をも含む中国の全国民をカバーする社会保険制度が必要である。最近、中国経済は急速な発展をみたが、国民生活のセイフティネットである社会保険制度が十分に整わないことがいまの中国社会にとっては大きな欠陥となっている。

私の日本滞在中、知り合いの留学生の中にも日本の国民健康保険を受給したものがいる。この日本の現状と比較して、現在の中国には、病気になっても病院にいけぬ低所得者が多数存在している。残念なことであるが、その状況は中国全土において普通に見られる。外国人を含み、日本に住んでいる住民の全体を幅広くカバーしている日本の国民健康保険制度の便益を知ったとき、中国の社会保険制度はあまりにも整備されていないと言わざるをえない。

社会保険制度は、国民の老後の生活を安定させ、傷病時にも安心して生活ができるための制度である。要するに、国民の幸福な生活に欠かせない制度である。中国の国民、特に農民が幸せに生活できるようにするには、中国の全国民をカバーする社会保険制度の整備が喫緊の課題である。このような問題意識をもって、私は中国の社会保険制度に関する研究に取り組むことにした。

歴史的にみると、1949年の建国以来60数年を経た中国の社会保険制度は、建国初期の都市部の労働者を対象とした労働保険制度から、改革開放後の都市部の住民全体を対象とした社会保険制度に転換しつつあり、かつてとは大きく変化した。そして新型農村養老年金保険制度と新型農村合作医療保険制度が実施に移され、農村社会保険制度も格段に充実した。改革開放以来

30 数年を経て、中国の社会保険制度は一定の進歩を果たしたが、いまだ不十分なところが少なくない。現在の中国の社会保険制度は、改革以前の労働保険制度より大きく進歩したが、社会保険制度の完備に至るまでにはまだ相当の時間がかかると考えられている。

3. 本論文の構成と内容

本論文は、中国の古代の救済および福祉事業の歴史的研究をはじめ、建国以後の労働保険制度から現在の一定水準に達した社会保険制度に至るまで、中国の古代から現在までの社会保障に関する制度について紹介、検討する。そして、それを踏まえて、今後の中国の社会保障制度を展望することが本論文の目的である。このテーマについては、張 紀濤「中国における社会保障思想の生成と歴史的考察」『城西経済学会誌』29 卷1号, pp.109-131 (2001) などいくつかの先行研究は存在するが、本論文では、古代から現代までの救済、福祉事業の変遷を鳥瞰するだけでなく、政治行政過程や社会的関係を強く意識して論じようとした。本論文では、中国における前近代的な社会保障的な制度を振り返り、さらには近代的な社会保険制度の整備発展について述べた。

第1章では、中国における災害対応救済と福祉事業の歴史的研究の成果の一端を紹介する。具体的には、中国における社会保障制度の先駆的思想を紹介し、西周時代から清代に至るまでの救済制度と福祉事業を振り返る。第2章では、情報コミュニケーションの発達と社会救済の効果・効率の向上について論じる。すなわち、中国古代の情報伝達手段、郵政制度および救済と福祉と情報コミュニケーションの歴史のかかわりを検討する。第3章では、中国の近代において発達をみた社会保障制度について詳細に論じようとした。1840年のアヘン戦争以後、西欧文化の中国流入にあわせて、その福祉事業の思想も中国に普及していった。西欧福祉思想を受容する過程で、中国の伝統的な福祉事業思想が変化することになった。中国の文化と西洋文化が混合し、新しい中国近代の福祉事業の思想が形成された。第4章では、建国後の

社会保障制度における構造的な都市部と農村部の分離制度とその問題点について論じた。建国後の中国では経済的・歴史的・文化的・政策的な背景から、都市部と農村部という典型的な二元的経済が形成された。そして、都市部と農村部との間では、経済発展段階・所得水準・産業構造など、様々な面において大きな差異、格差が存在した。ここでは、踏み込んで中国の生活保障のあり方および、現代中国の社会保障制度整備に及ぼした背景要因をも検討した。新中国の建国以来、都市部と農村部が対立する二元化社会のなかで、なかば必然的に形成された二元的社会保険制度である。第5章では、都市部を対象とする社会保険制度の沿革について述べた。第6章では、中国の社会保険制度の改革について検討した。改革以前の都市部における企業の従業員を対象とする労働保険制度はその原資のすべてを国営企業が拠出していたが、1978年に国営企業の負担を減少する目的から社会保険制度への転換を図った。本章では、都市部における養老年金保険制度の改革、医療保険制度の改革、失業保険制度の改革、工傷（労災）保険制度の改革、生育保険制度の改革、及び農村部における新型農村社会養老年金保険制度と新型農村合作医療制度について詳細に検討した。第7章では、中国の社会保険制度の現状と問題点、課題を論じた。中国は、改革開放以来、企業保険制度から社会保険制度に転換した。中国の社会保険制度は初期から改革発展段階に進展しつつある。特に、農村部の新型農村社会養老年金保険制度と新型農村合作医療保険制度は、一部の農村住民の養老および医療に関する問題を解決しようとした。

社会保険制度の制度的意義は、国民の所得の再分配によって貧富の格差を縮小し、社会の公平を実現すること、そして社会経済の発展を促進することにある。中国の国情に基づく都市部と農村部とを二分する独自の社会保険制度は、中国社会の不安定さの大きな要因となっている。それを一定程度解消し社会を安定化するには、中国の経済を継続発展させつつ、全国統一的な社会保険制度を確立することが急務であるように思える。本論文の結びとして、全体を振り返った後、今後の研究課題を指摘する。

2011年7月1日に施行された「中華人民共和国社会保険法」は、これまでの制度的課題の一部について解決を図ろうとしたものである。例えば、当該保険に加入している農民工が職場と住所を移転したとき、保険契約の継続性が確保され、15年間の保険期間の連続性が維持される。そして、この社会保険法により、すべての農村部の住民をカバーする新型農村社会養老年金保険制度ができたことにより、農村部のすべての住民は老後生活の不安が取り除かれることになった。また、都市部の労働者以外の無職の都市部（鎮が含まれている）住民を対象とする城鎮住民社会養老年金保険制度ができ、都市部の住民も安心して老後生活を迎えることができる。今後、城鎮住民社会養老年金保険制度と農村社会養老年金保険制度とを統合する方向で政策的努力がなされれば、全国統一な城郷一元化の社会保険制度ができあがり、衡平・平等な保険の仕組みとなろう。

中国の社会保障体系を完備するには、中国政府は以下の諸課題に取り組む必要がある。

- 1, 制度を拡充し、すべての国民をカバーする社会保障体系とすること。

全国民を遺漏なくカバーする社会保障体系が必要である。総合的・包括的な社会救済制度を完備し、貧困にあえぐ国民を救済する。医療保障体系を完備し、国民が“看病費、看病難”の問題を解決する。養老年金保険制度を完備し、全国民の老後の生活を保障する。

- 2, 安定した社会保障体系を整え、発展させること。

社会保障体系を完備するとともに、社会保障に関する法律のさらなる整備も必要と考える。特に、社会保険と社会救助制度に関する法律の拡充が求められる。

- 3, 社会保障制度の衡平性を重視すること。

遺漏のない社会保障体系のもとで、政府が城郷間、地域間、組織間などの格差と不公平を縮小するために、全国民は平等に社会保障制度を享受することができるように、さらなる政府の努力が必要である。

- 4, 社会保障制度が保障する水準を高めれば、やがて中国は素晴らしい固

有の福祉社会になる。

政府は国民の生活の品質と生活の安全を重視し、社会主義社会にふさわしい総体として豊かな福祉社会を実現することが必要であると考えられる。

最近の中国の著しい経済発展に伴い、国民からの社会保障の要求水準も高くなった。中国政府は、積極的に社会保障制度のレベルの向上を図り、国民の安定した生活を維持増進しなければならず、国民の生活の品質を高めることこそ中国政府の責任と考えられる。経済発展に伴って財政力が強まった政府は、全国一元的な社会保険制度の実現を目指せるようになると考えられる。そして、全国民が平等に社会保険制度に加入することが出来るようになれば、中国は調和社会を実現できるであろう。

3. 本論文の構成と内容

中国において、このような長期的な社会保障制度を拡充整備しようとする立場をとれば、城郷二元的な性質をもつ中国の社会保険制度の一元化の実現が課題となり、まだ相当に長い時間を要すると考えられる。しかし、直ちには有効な仕組みを構築することは困難だとしても、社会保険制度の一元化の実現に向けて、またそれを見通し、社会保険制度を少しずつ着実に改善する必要がある。

<博士論文審査結果の要旨>

学位「博士（経営学）」申請論文 審査報告書

論文提出者：孟 冬

論文題目：中国における社会保障制度の変遷

学位申請の種類：甲（課程博士，経営学）

審査報告書目次

1. はじめに
2. 論文の目的と研究方法
3. 論文の構成と講評
4. 結論

1. はじめに

孟冬氏は、2003（平成15）年に来日し、金沢星陵大学経済学部で学んだ後、2007（平成19）年に桃山学院大学経営学研究科博士前期課程日中ビジネスコースに入学、大連に日本語学校を設置経営するというビジネスプランに関し実証研究を試みた。そして、さらに研究を継続しようとして2009（平成21）年に博士後期課程に進学を果たし、日中ビジネスコースでの指導教授であり、先年まで本学経営学研究科長を務められた武田久義先生のもとで、中国の社会保障制度の研究に取り組んでこられた。

中国の社会保障制度の研究に向かった契機は、孟冬氏が来日して間もなく、彼女の知り合いの留學生が病を得て、日本の国民健康保険が利用され、運良く健康に復した事件にあるとのことである。留學生でも国民健康保険制度が享受できる日本の現状と比較したとき、現在の中国では病気になっても病院にいけない低所得者が多数存在しているという状況があり、中国の社会保障制度の在るべき姿を考えようとし、武田先生のもとで本格的に研究活動に取り組むことを決意されたとのことである。

ところが、保険論やリスク管理を守備範囲とされる武田先生が、博士後期課程在籍の途中で、諸般の事情から退職された。研究指導の体制が十分に整わないなかでの研究の継続を余儀なくされた孟冬氏は、2012（平成24）年2月にひとまずこの提出論文の基礎となる単位修得認定申請論文を提出された。単位修得認定申請論文では、中華人民共和国成立以後の中国の社会保障制度について概観されたのであるが、表層的な分析にとどまっていたため、歴史文化的、思想的淵源に立ち返り、現在の中国の社会保障制度を捉えかえす方向で、その後の1年間、研究を継続してきた。

この1年間において、学内紀要のひとつである「環太平洋圏経営研究 14号」（2013年3月刊行予定）掲載の「中国における災害対応救済と福祉事業の歴史的研究」をまとめ、また2012年（平成24年）11月24日（土）、東邦大学大森キャンパスで開催された情報メディア学会第14回研究会において「中国社会における災害対応にかかる諸事業に関する情報コミュニケーションについての歴史的検討」と題する研究報告を行った。学位請求論文提出に向けての通常の研究成果を目に見える形で残したうえで、ようやくこのたび本論文の完成をみた。

2. 論文の目的と研究方法

本論文の目的は、現在の中国の社会保障制度の思想的基盤となる中国古代の救済および福祉事業についての検討・分析から説き起こし、建国以後西欧に範をとり整備された労働保険制度、さらには最近の中華人民共和国社会保険法に至るまで、歴史的文脈のなかで中国の社会保障制度の発展と課題を明らかにし、今後の中国の社会保障制度を展望することである。このテーマに関連しては、思想的起源を訪ねる張紀濤「中国における社会保障思想の生成と歴史的考察」『城西経済学会誌』29巻1号、pp.109-131（2001）などいくつかの先行研究は存在するが、政治行政過程や社会的関係を意識して論じた点や古代から現代まで鳥瞰したところなどに独自性を見て取ることができる。

本論文は文献研究に終始しているが、論文末尾にあげられた主要参考文献のリストにも明らかなように、日本語で書かれたこの論文の日本語の概念名称、専門用語修得のためにも読まれた翻訳を含む日本語文献のほか、中国の文化・制度を対象としていることから当然中国語の関係文献をも渉猟しなければならないわけであるが、ごく最近中国で刊行された関係文献にまで検討が及んでいることは評価されるべきものと思われる。

3. 論文の構成と講評

「第1章 中国における災害対応救済と福祉事業の歴史的研究」においては、二次的資料を用いて、西周時代から清代に至るまで、10の時代を画し、それぞれの時代の救済制度と福祉事業をていねいに振り返り、中国における社会保障制度の先駆的思想を詳細に紹介し、検討を加えている。先に言及した情報メディア学会での発表とそこでの質疑応答に触発されて書いた「第2章 社会救済における情報コミュニケーションについての歴史的検討」では、中国古代の道路網整備、郵政制度および電信・電話にはじまる科学技術の革命的進歩など、情報コミュニケーション手段と技術の発達と中国固有のものから近代西欧モデルへと変貌した社会救済の効果・効率の向上について論じている。

「第3章 中国近代の社会保障制度」においては、中国の近代において発達をみた社会保障制度について詳細に論じようとする。1840年のアヘン戦争以後、西欧文化の中国流入にあわせて、その福祉事業の思想も中国に普及していった。西欧福祉思想を受容する過程で、中国の伝統的な福祉事業思想が変化することになった。中国の文化と西洋文化が混合し、新しい中国近代の福祉事業の思想が形成された。「第4章 建国後の社会保障制度における都市部と農村部の分離制度」では、中華人民共和国建国後の社会保障制度における構造的な都市部と農村部の分離制度とその問題点について論じている。建国後の中国では経済的・歴史的・文化的・政策的な背景から、都市部と農村部という典型的な二元化経済が形成され、都市部と農村部との間で

は、経済発展段階・所得水準・産業構造など、様々な面において大きな差異、格差が存在した。ここでは、踏み込んで中国の生活保障のあり方および、現代中国の社会保障制度整備に及ぼした背景要因をも検討している。新中国の建国以来、都市部と農村部が対立する二元化社会のなかで、なかば必然的に二元的社会保険制度が形成された。「第5章 中国社会保険制度の沿革」では、主として都市部を対象とする労働保険条例、養老年金制度、医療保険制度などの整備について述べている。

「第6章 中国の社会保険制度の改革」においては、1970年代以降の鄧小平の指導体制の下で展開された改革開放期における中国の社会保険制度の改革について検討している。改革以前の都市部における企業の従業員を対象とする労働保険制度はその原資のすべてを国営企業が拠出していたが、1978年に国有企業の負担を減少する目的から社会保険制度への転換を図った。本章では、都市部における養老年金保険制度の改革、医療保険制度の改革、失業保険制度の改革、工傷（労災）保険制度の改革、生育保険制度の改革、および農村部における新型農村社会養老年金保険制度と新型農村合作医療制度について詳細に検討している。

「第7章 中国の社会保険制度の現状」では、中国の社会保険制度の現状と問題点、課題を論じている。中国は、改革開放以来、企業保険制度から社会保険制度に転換した。2010年に制定され翌2011年に施行された「中華人民共和国社会保険法」は、これまでの集大成ともいえる画期的な内容を持つものであった。その制度の内容について丁寧に検討を加えている。

以上のような構成と内容を持つ本論文につき、講評を加えることにする。社会保険制度の制度的意義は、国民の所得の再分配によって貧富の格差を縮小し、社会の公平を実現すること、そして社会経済の発展を促進することにある。中国の国情に基づく都市部と農村部とを二分する独自の社会保険制度は、中国社会の不安定さの大きな要因となっている。それを一定程度解消し社会を安定化するには、中国の経済を継続発展させつつ、全国統一的な社会

保険制度を確立することが急務であるように思える。本論文は、詳細な歴史的検討を加え、制度的分析を試みた後に、そのような妥当な結論を提示している。

歴史的検討を意識するあまり制度的検討、とくに現在の中国の社会保障制度全体の法的理解と行政的実務の詳細には十分に踏み込めていたとは言えない。また、時代を前後して繰り返し同じ表現が頻繁に出てくるといった難点も小さなものとはいえない。検討・分析も皮相的で、深みや鋭さに欠けるうらみはある。しかし、研究指導体制が必ずしも十全なものでなかったなかで、現代の中国社会が抱える主要な課題のひとつである社会保障制度の改善に向けての真摯な検討がなされたことは大いに評価できる。

4. 結 論

本提出論文に関し、桃山学院大学学位規程（平成4年11月6日教授会承認）24条に定める口頭試問は2013年2月12日（火）に審査委員の全員の出席のもとに実施した。そこで、本論文は、上にもふれた通り、少なくない難点を抱えてはいるが、本学大学院経営学研究科の博士学位申請論文として、合格水準に達していると認定することができると判断した。

2013（平成25）年2月18日

審査委員（主査）	山 本 順 一
審査委員（副査）	今 木 秀 和
審査委員（副査）	朴 大 栄